地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の概要

趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

概要

- 1. 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係)
- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、 消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
- 2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)
 - ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告し、</u>都道府県は、それをもとに 地域医療構想(ビジョン) (地域の医療提供体制の将来のあるべき姿)を医療計画において策定
 - ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け
- 3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)
 - ①在宅医療・介護連携の推進などの**地域支援事業の充実**とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に 移行し、多様化 ※地域支援事業:介護保険財源で市町村が取り組む事業
 - ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
 - ③低所得者の保険料軽減を拡充
 - ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引上げ(ただし、月額上限あり)
 - ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4. その他

- ①診療の補助のうちの**特定行為を明確化**し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ② **医療事故に係る調査の仕組み**を位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討(介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期)

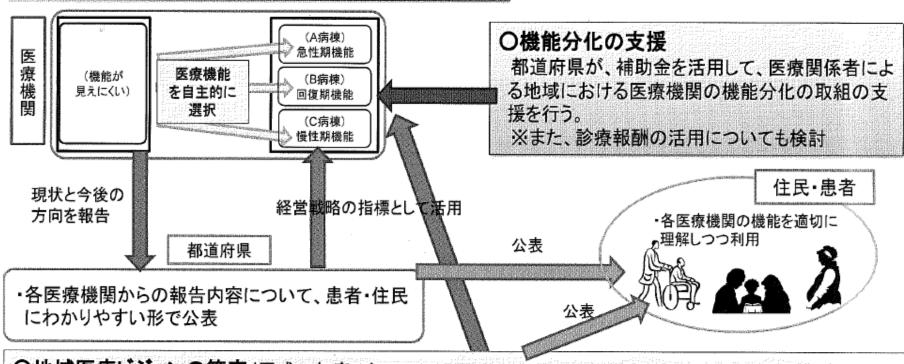
施行期日(予定)

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

機能分化を推進するための仕組み(案)

〇医療機関による報告(平成26年度~)

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能の 現状と今後の方向を選択し、病棟単位で、都道府県に報告す る制度を設け、医療機関の自主的な取組を進める。



〇地域医療ビジョンの策定(平成27年度~)

- 都道府県は、地域の医療需要の将来推計や報告された情報等を活用して、二次医療圏等ごとの各医療機能の 将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための 地域医療のビジョンを策定し、医療計画に新たに盛り込み、さらなる機能分化を推進。
- ・ 国は、都道府県における地域医療ビジョン策定のためのガイドラインを策定する(平成26年度~)。

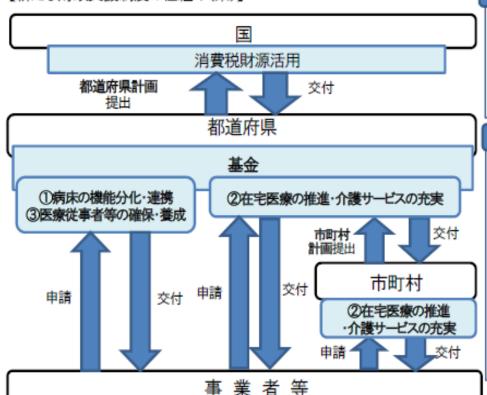
医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度

平成26年度

: 公費で904億円

- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題。
- このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設する。
- 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業実施。
- ◇「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を改正し、法律上の根拠を設ける。
- ◇ この制度はまず医療を対象として平成26年度より実施し、介護については平成27年度から実施。病床の機能分化・連携については、平成26年度は回復期病床への転換等現状でも必要なもののみ対象とし、平成27年度からの地域医療構想(ビジョン)の策定後に更なる拡充を検討。

【新たな財政支援制度の仕組み(案)】



地域にとって必要な事業に適切かつ公平に配分される仕組み(案)

- ①国は、法律に基づ义基本的な方針を策定し、対象事業を明確化。
- ②都道府県は、計画を厚生労働省に提出。
- ③国・都道府県・市町村が基本的な方針・計画策定に当たって公正性及び透明性を確保するため、関係者による協議の仕組みを設ける。
- ※国が策定する基本的な方針や交付要綱の中で、都道府県に対して官民に公平に配分することを求める旨を記載するなどの対応を行う予定。(公正性及び残明性の確保)

新たな財政支援制度の対象事業(案)

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業
- (1)地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の 整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
- (1)在宅医療(歯科・薬局を含む)を推進するための事業
- (2)介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成のための事業
- (1)医師確保のための事業
- (2)看護職員の確保のための事業
- (3)介護従事者の確保のための事業
- (4)医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等
- ■国と都道府県の負担割合は、2/3:1/3

法令等

- ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法 第6条・・・国会審議中
- 新たな財政支援制度に係る基金事業検討会運営規程・・・県で作成

概

要

- ▶ 県に基金造成。県が作成した整備計画に基づき事業を実施。
- ▶ 26年度は医療関係が対象。介護サービス関係は、次期ゴールドブランがスタートする平成27年度より対象。(なお、26年度のゴールドブラン作成において検討される27~29年間の整備見込量を踏まえた新基金事業計画の策定が必要。)

ス

ュ

案

- 4月中旬 第1回都道府県個別ヒアリング(26年度の事業として想定している内容、基金規模感等)
- ▶ 5~6月 第2回都道府県個別ヒアリング(26年度の事業の検討(精査)状況、27年度の規模感)
- ・・・6月頃に法律成立した場合・・・
- ▶ 7月 国に協議会設置、総合確保方針の提示、交付要綱等の発出
- ▶ 9月 都道府県計画を策定
- ▶ 10月 都道府県へ内示
- ▶ 11月 国による交付決定

委員構成条件

▶ 都道府県計画の公正性・中立性確保のため、官民を問わない幅広い地域の関係者からの意見を聴取 (市町村長、医療を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、診療または調剤に関する学識経験 者の団体その他の関係団体、(医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等)、学識経験を 有する者等)



平成25年度限りで廃止する事業一覧

* 当該補助金は、平成26年度基金受入時点で、財源更生

事 業 名	国庫補助率		事 業 名	国庫補助率
〇地域医療支援センター運営事業	1/2		看護職員確保対策特別事業	定額
O看護師等養成所運営等事業	1/2		看護職員の就労環境改善事業	定額、1/2
〇医療提供体制推進事業費補助金のうち次の事業			看護補助者活用推進事業	定額
訪問看護推進事業	1/2		在宅歯科診療設備整備事業	1/3
在宅歯科医療連携室整備事業	定額		看護師等養成所初度設備整備事業	1/2
医師派遣等推進事業	1/2		看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1/2
女性医師等就労支援事業	1/2		院内助産所・助産師外来設備整備事業	1/3
小児救急地域医師研修事業	1/2		歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1/2
小児集中治療室医療従事者研修事業	1/2	0	医療提供体制施設整備交付金のうち次の事業	
小児救急電話相談事業	1/2		看護師勤務環境改善施設整備事業	1/3
小児救急医療体制整備事業	1/3		看護師宿舎施設整備事業	1/3
新生児医療担当医確保支援事業	1/3		病院内保育所施設整備事業	1/3
産科医等確保支援事業	1/3		看護師等養成所施設整備事業	1/2
産科医等育成支援事業	1/3		看護師養成所修業年限延長施設整備事業	1/2
新人看護職員研修事業	1/2、定額		看護教員養成講習会施設整備事業	1/2
病院内保育所運営事業	1/3		院内助産所·助産師外来施設整備事業	1/3
看護職員資質向上推進事業	定額		歯科衛生士養成所施設整備事業	1/2

(平成25年度末までに開始した ※地域医療再生基金(被災3県の医療の復興計画分を除く)の積み増し・計画全体の延長は行わない。 事業は厚生労働大臣の承認を受けて延長が可能) ことはなる

※ いずれの事業の内容も、新たな財政支援制度による基金により、より柔軟な形で対応が可能。